



手続き・申請

令和3年度保育施設利用申し込みのご案内

伊奈庁舎子ども課 ☎58・2111(内線4203・4208)

令和3年4月入所希望者の認

可保育施設(保育所(園)、認定
こども園(幼稚園部除く)、小規
模保育、家庭的保育)の利用申し
込みを次のとおり受け付けます。

なお、詳細については、10月
1日(木)から配布予定の「令和3
年度(2021年度)版つくば
みらい市保育施設の利用案内」
をご覧ください。

○配布場所：伊奈庁舎子ども課、
谷和原庁舎市民窓口課、保健
福祉センター内健康増進課。
市ホームページからもダウン
ロードできます。

利用できる基準

認可保育施設が利用できるの
は、保護者が仕事や病気、出産、
介護などの理由でお子さんを保
育できない場合です。

▼注意事項

○利用調整(選考)は、保育の
必要性(優先度)の高い順に
希望施設の中から利用先を決
定します。

○市外の認可保育施設を希望す
る場合でも、こども課が窓口
になります。

■受付期間・場所

▼期間 10月26日(月)～11月8日(日)

※土曜日、祝日は除く

▼時間 〇平日受付：午前8
時30分～午後5時 / 〇日曜

日受付：午前8時30分～正午

▼場所 伊奈庁舎子ども課

※11月1日(日)は、谷和原庁舎

1階ロビーのみで受け付けを



お知らせ

屋外広告物の表示は許可制です

谷和原庁舎都市計画課 ☎58・2111(内線5104)

道路沿いの土地、店舗の壁・

敷地、住宅の塀、電柱などには
さまざまな大きさ・形の看板が
設置されています。

市内のいたるところで目にす
るこれらの看板は、屋外広告物
といい、商業活動を活気づける
ものですが、無秩序に掲示され
ると、都市や自然の景観を大き
く阻害します。

このため、屋外広告物の設置
には基準が定められており、原
則として、市の許可が必要とな
りますので、次の点にご留意を
お願いします。

行います。

※上記受付期間は、新型コロナ
ウイルスの感染状況などによっ
ては変更となる場合があります。
変更となった場合は、ホー
ムページに随時公表しますの
で、ご確認ください。

■提出書類

市指定様式ほか提出書類の詳
細は、「令和3年度(2021
年度)版つくばみらい市保育施
設の利用案内」をご覧ください。

①屋外広告物設置のために、土
地や塀などを貸す場合には、

それが適法なものか、許可申
請を行う予定であるものかど
うかを依頼者に確認してくだ
さい。疑問がある場合には、

市へ連絡をしてください。

②店舗などの経営者の方は、基
準に合った屋外広告物を設置
するために、事前に市と協議
をしてください。

良好な景観づくりと安全な
広告物適正管理のために、市
民の皆さんのご協力をお願い
します。



お知らせ

9月10日～16日は自殺予防週間です

健康増進課(保健福祉センター内) ☎25・2100

世界保健機構(WHO)が制
定する9月10日の「世界自殺予
防デー」にちなんで、日本でも

9月10日～16日の期間を「自殺
予防週間」としています。命の
大切さや自殺の危険に気づき、
対応方法などについて国民の理
解を促進することを目的として
います。

昨今は新型コロナウイルスや
自然災害など、生活へ多大な影
響を受ける事態も少なくありま
せん。ストレス社会と言われる

中で、こころの健康にも目を向
けてみませんか。

市ホームページまたは左のQ
Rコードからは、気軽にメンタ
ルヘルスのチェックができるシ
ステム「こころの体温計」がご
利用になれます。自身や家族の
健康維持のためにぜひ、ご利用
ください。

こころの
体温計は
こちら



ゲートキーパー研修会を開催します

健康増進課(保健福祉センター内) ☎25・2100

市では、自殺のサインに気付
き、声をかけ、話を聞き、必要
な支援につなぐ役割が期待され
る「ゲートキーパー」の研修会
を開催します。

今回の研修会では、自殺の要
因として重要とされている「うつ」
への理解と対応方法を学びます。

「うつ」の知識を学ぶ良い機会だ
すので、ぜひ、ご参加ください。

※今後の感染状況や対策などに
より、開催を中止する場合はあ
りません。

▼日時 9月27日(日) 午前9時
30分～正午

▼場所 保健福祉センター

▼講師 研究学園ななほしクリ
ニック院長 小野真吾医師

▼定員 15人(要予約)

▼費用 無料